

公平委員会議事録

令和4年4月22日(金)公平委員会室において定例会を開催した。

出席者 委員長 山下幸雄 委員 松川正毅 委員 今枝史絵
事務局 青木基史

案 件

- 1 3月定例会議事録について
- 2 茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の制定について
- 3 その他

開会 午前9時00分

山下委員長 ただいまから、茨木市公平委員会4月定例会を開催いたします。
本日の定例会には全委員が出席いただいております。
まず始めに日程第1、3月定例会議事録について。議事録は事前に電子メールで送らせていただき、ご確認いただきましたが、内容について何かございますか。

松川委員 ございません。

今枝委員 ございません。

山下委員長 特にないようですので、3月定例会議事録は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第2 議案第3号、茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の制定について事務局長から説明してください。

青木事務局長 資料3ページをお開きください。
議案第3号茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の制定について。
茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則を別紙のように定める。令和4年4月22日提出
茨木市公平委員会委員長 山下幸雄
資料4ページをお開きください。
茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則です。
資料5ページは市の条例で、資料11ページは市の条例施行規則です。
情報通信技術の便益を享受できる社会の実現、情報通信技術を活用した行政の推進、手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化、効率化、市民生活の向上を目的とされています。
今後、茨木市公平委員会の件に関しまして市の法務コンプライアンス課へ情報公開請求の申し出があった場合、この規則に準じて対応していきたい旨、確認しております。説明は以上でございます。

山下委員長
今枝委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。
第7条に電磁的記録による作成等とありますが、情報公開だけでなく、公平委員会規則で書面だと書かれている部分も電磁的記録でもできるという
ことですか。

青木事務局長 その通りでございます。
第8条には適用除外が書かれております。公平委員会の性質上全てを電磁
的記録にするのは適当ではないと、今は判断しております。

山下委員長
松川委員 他にご質問等はございますか。
今枝委員 ございません。
山下委員長 ございません。

山下委員長 特にないようですので、議案第3号、茨木市情報通信技術を活用した
行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の制定に
ついては、原案のとおり決定いたします。

山下委員長 以上で、本日の予定案件は、すべて終了いたしました。
次回、5月の公平委員会は5月24日(火)午前9時から開催いたします。
6月の公平委員会の日程を決めたいと思います。

< 6月公平委員会の日程調整 >

山下委員長 6月の公平委員会は、6月24日(金)午前9時から開催いたしますのでよ
ろしくお願いいたします。
本日の定例会は、これで終了いたします。

閉会 午前9時26分

令和4年4月22日決定

委員長	山下 幸雄
委員	松川 正毅
委員	今枝 史絵
事務局長	青木 基史